

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市障害者扶養共済制度 年金の給付	
根拠条例等・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市障害者扶養共済制度条例（平成17年12月22日条例第63号）第9条 ・堺市障害者扶養共済制度条例施行規則（平成18年3月31日規則第104号）第7条 	
所 管 課	健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	
審 査 基 準	<p>年金の請求は、次に掲げる要件のいずれかに該当することが必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 加入者が死亡した場合 2. 加入者が身体に著しい障害を有する状態となった場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 著しい障害については、堺市障害者扶養共済制度条例施行規則第6条のとおり <p>※次の場合で、独立行政法人福祉医療機構から年金給付保険金の支給を受けられなかったときは、年金は支給されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者が加入した日以後1年以内に自殺したとき ・加入者が犯罪行為または死刑の執行によって死亡したとき ・障害者が故意に加入者を死亡させ、または障害の状態にさせたとき ・告知義務違反のとき ・加入者の故意または重大な過失により障害の状態になったとき ・加入者の犯罪行為によって障害の状態となったとき ・加入者又は年金受取人が故意または重大な過失によって虚偽の申告を行い、又は申告を行わなかったとき ・加入者が死亡又は著しい障害を有する状態となった日から3年間請求が行われなかったとき（請求が遅延した理由を審査した結果、止むを得ないと判断される場合を除く。） 	
標準処理期間	標準処理期間	60日
	標準処理期間を設定できない理由	